

随意契約及び比較見積省略理由書

案件名：南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター 監視制御設備機能増設工事

本工事は、南部水みらいセンターにおいて、現在施工中である受変電設備の更新工事に伴い、必要となる監視制御設備の機能増設を行うものである。

当該設備は、いわゆる汎用機器ではなく、南部水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

そのため、本工事を実施するには、当該システムの設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識等が必要であるため、他者では実施できない。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施したメタウォーター株式会社以外にないため、大阪府との契約窓口である同社関西営業部より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略する。